

令和 2 年度（2020 年度）学生募集要項の一部訂正について

募集要項でもお知らせしているように、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第 8 号）が交付され、「高等教育の修学支援新制度」の開始が令和 2 年（2020 年）4 月から予定されていることを受け、令和 2 年度（2020 年度）学生募集要項の記載のうち、授業料の免除等の箇所の一部について、下記のとおり訂正します。

記

令和 2 年度（2020 年度）の各学生募集要項「学生生活」の項

(2) 授業料の免除及び徴収猶予・月割分納制度の 1 段落目

(訂正後)

授業料免除制度については、高等教育の修学支援新制度に基づき行われます。

については、下記アドレスを確認いただき、不明な点等がありましたら、東北大学教育・学生支援部学生支援課経済支援係（募集要項記載の問い合わせ先）へ御連絡ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>（文部科学省 高等教育の修学支援新制度ウェブサイト）

(訂正前)

授業料を経済的理由等によって納付することが困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者には、出願により選考の上、授業料の全額、半額又は 3 分の 1 の額の免除が許可される制度があります。

(注) 2 段落目以降の文章に訂正はありません。

令和元年 12 月 13 日

東北大学教育・学生支援部入試課